

令和5年度神奈川県水産審議会次第

日時 令和6年3月26日(火)

10時15分から

場所 神奈川県庁新庁舎9階

議会第8会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 報告事項

ア 「附属機関の設置に関する条例」及び「神奈川県水産審議会規則」
の改正について 資料1

イ 漁業権の切替えについて 資料2

ウ 漁協の合併について 資料3

エ 「かながわ水産業活性化指針」の取組状況について 資料4

オ 令和6年度当初予算(案)主要施策の概要 資料5

(2) 審議事項

ア 令和6年度栽培漁業実施計画(案)について 資料6

(3) その他

4 閉 会

附属機関の設置に関する条例及び神奈川県水産審議会規則の改正について

1 改正の目的

附属機関の設置に関する条例別表の「設置目的」に諮問事項として規定している「漁業協同組合整備計画」及び「漁業構造改善事業計画」については近年審議実績がなく、現在、本県の水産施策の方向性については「かながわ水産業活性化指針」において定めている。当該指針の策定や進行管理等、水産行政施策の重要事項については、その客観性や公平性を確保するために知事の諮問機関である水産審議会に諮るとともに、答申を得る必要があるため。

2 改正の内容

「神奈川県水産審議会」の設置目的に諮問事項として規定している「漁業協同組合整備計画並びに漁業構造改善事業の計画の樹立及び実施に関する重要事項」を「水産業の振興に関する重要事項」に改める。これに併せ、神奈川県水産審議会規則の所要の改正をする。

3 施行年月日

令和 5 年 7 月 21 日（令和 5 年 7 月 21 日条例第 51 号）

4 新旧対照表

附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年 3 月 28 日条例第 5 号）

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|------|------|-------------------------------|-----------------------------|------|------|
| 第 1 条～第 3 条（略） 別表（第 2 条関係） | | | | 第 1 条～第 3 条（略） 別表（第 2 条関係） | | | |
| 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 設置目的 | 委員の数 | 附属機関の属する執行機関 | 附属機関 | 設置目的 | 委員の数 |
| 知事 | 神奈川県統計報告調整審議会～神奈川県文化芸術振興審議会 | (略) | (略) | 知事 | 神奈川県統計報告調整審議会～神奈川県文化芸術振興審議会 | (略) | (略) |

| | | | | | | | |
|---------------|-------------------------------------|--|-----|---------------|-------------------------------------|---|-----|
| | 神奈川県 水産審議 会 | <u>水産業の振興</u> に関する重要 事項につき知 事の諮問に応 じて調査審議 し、その結果 を報告し、又 は意見を建議 すること。 | (略) | | 神奈川県 水産審議 会 | <u>漁業協同組合</u> <u>整備計画並び</u> <u>に漁業構造改</u> <u>善事業の計画</u> <u>の樹立及び実</u> <u>施</u> に関する重 要事項につき 知事の諮問に 応じて調査審 議し、その結 果を報告し、 又は意見を建 議すること。 | (略) |
| | 神奈川県 公害審査 会～神奈 川県水防 協議会 | (略) | (略) | | 神奈川県 公害審査 会～神奈 川県水防 協議会 | (略) | (略) |
| 教育 委員 会 | (略) | (略) | (略) | 教育 委員 会 | (略) | (略) | (略) |

神奈川県水産審議会規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 58 号）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第 1 条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 <u>審議会は、水産業の振興に関する重要</u> <u>事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、</u> <u>その結果を報告し、又は意見を建議する。</u></p> <p>第 3 条～第 10 条 (略)</p> | <p>第 1 条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第 2 条 <u>審議会は、次の各号に掲げる事項を審</u> <u>議する。</u></p> <p>(1) <u>漁業協同組合の整備計画に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(2) <u>漁業構造改善計画の樹立及び実施</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げるもののほか、水産業</u> <u>の基本対策に関し必要な事項</u></p> <p>第 3 条～第 10 条 (略)</p> |

附属機関の設置に関する条例（抜粋）

昭和28年 3 月 28 日
条例第 5 号

附属機関の設置に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置に関する条例

第 1 条 地方自治法（昭和22年 4 月法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

第 3 条 前条に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項は、法令に特別の定があるものを除くほか、規則で定める。

附 則（令和 5 年 7 月 21 日 条例第 51 号）

この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表知事の項神奈川県水産審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

| 附属機関 の属する 執行機関 | 附属機関 | 設置目的 | 委員の数 |
|----------------------|-----------|---|-------|
| 知事 | 神奈川県水産審議会 | 水産業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。 | 20人以内 |

神奈川県水産審議会規則

昭和 39 年 3 月 31 日規則第 58 号
改正 平成 22 年 3 月 30 日規則第 58 号
平成 28 年 3 月 29 日規則第 20 号
令和 4 年 3 月 29 日規則第 29 号
令和 5 年 7 月 21 日規則第 60 号

神奈川県水産審議会規則をここに公布する。

神奈川県水産審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）により設置された神奈川県 水産審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織、運営等について定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、水産業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第 3 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 市町の長又は職員
- (2) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会その他の漁業団体の役職員
- (3) 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員
- (4) 水産業に関し学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第 3 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当して委員となった者がその身分を失ったときは、委員の職を辞したものとみなす。

(部会)

第 6 条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

(会議)

第7条 審議会の会議は会長が、部会の会議は部会長が招集し、それぞれその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見、説明等を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境農政局農水産部水産課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

2 神奈川地域沿岸漁業構造改善協議会規則(昭和38年神奈川県規則第42号)は、廃止する。

附 則 (平成22年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (平成28年3月29日規則第20号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月21日規則第60号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

漁業権の切替えについて

1 漁業権について

- ・行政庁の免許により一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利で、定置漁業権と区画漁業権及び共同漁業権がある。
- ・免許の期間は定置漁業権と区画漁業権が5年、共同漁業権は10年で、令和5年9月1日に漁業権を切り替え免許した。
- ・令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法（以下、「法」という）に基づく、初めての一斉切替えである。

2 漁業の免許の主な手続き等（下線部は、新法施行に伴い改正された手続き等）

(1) 海区・内水面漁場計画

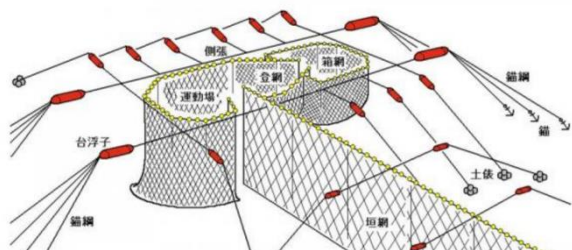
- ・水産資源の持続的利用の確保や海面の総合的な利用推進のため、漁業権の免許にあたっては、都道府県知事は5年ごとに海区漁場計画・内水面漁場計画（以下、「漁場計画」という）を定める。（法第62条及び第67条）
- ・都道府県知事は漁場計画の案を作成しようとするときは、利害関係人の意見を聴かなければならず、意見を検討し、その結果は公表しなければならない。（法第64条）
- ・漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の意見を聞かなければならない。（法第64条）

(2) 免許すべき者の決定

- ・漁業権の免許の優先順位が撤廃された。
- ・現存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している者に免許し、これ以外の場合は地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許する。（法第73条）
- ・なお、上記の後者の場合は、都道府県知事が定める審査基準により、総合的に免許すべき者を決定する。

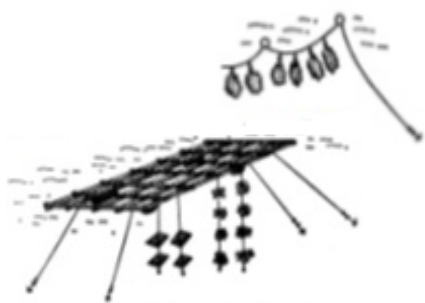
3 漁業権ごとの免許状況

(1) 定置漁業権：漁具の最深部が水深 27m以上の定置網による漁業



| | |
|---------|----------------|
| 【切替前】件数 | 24 件 |
| ▽ | |
| 【切替後】件数 | 20 件 |
| | ・ 継続した漁業権 20 件 |
| | ・ 廃業した漁業権 4 件 |

(2) 区画漁業権：筏による貝類養殖やのり・わかめ養殖等の養殖業



| | |
|--|----------------|
| 【切替前】件数 | 60 件 |
| ▽ | |
| 【切替後】件数 | 60 件 |
| | ・ 継続した漁業権 60 件 |
| <p>※ 1 漁業権 1 漁業種類の見直し。例) わかめ養殖業は海藻養殖業とすることで、わかめ以外の海藻も養殖できるようにした。</p> | |

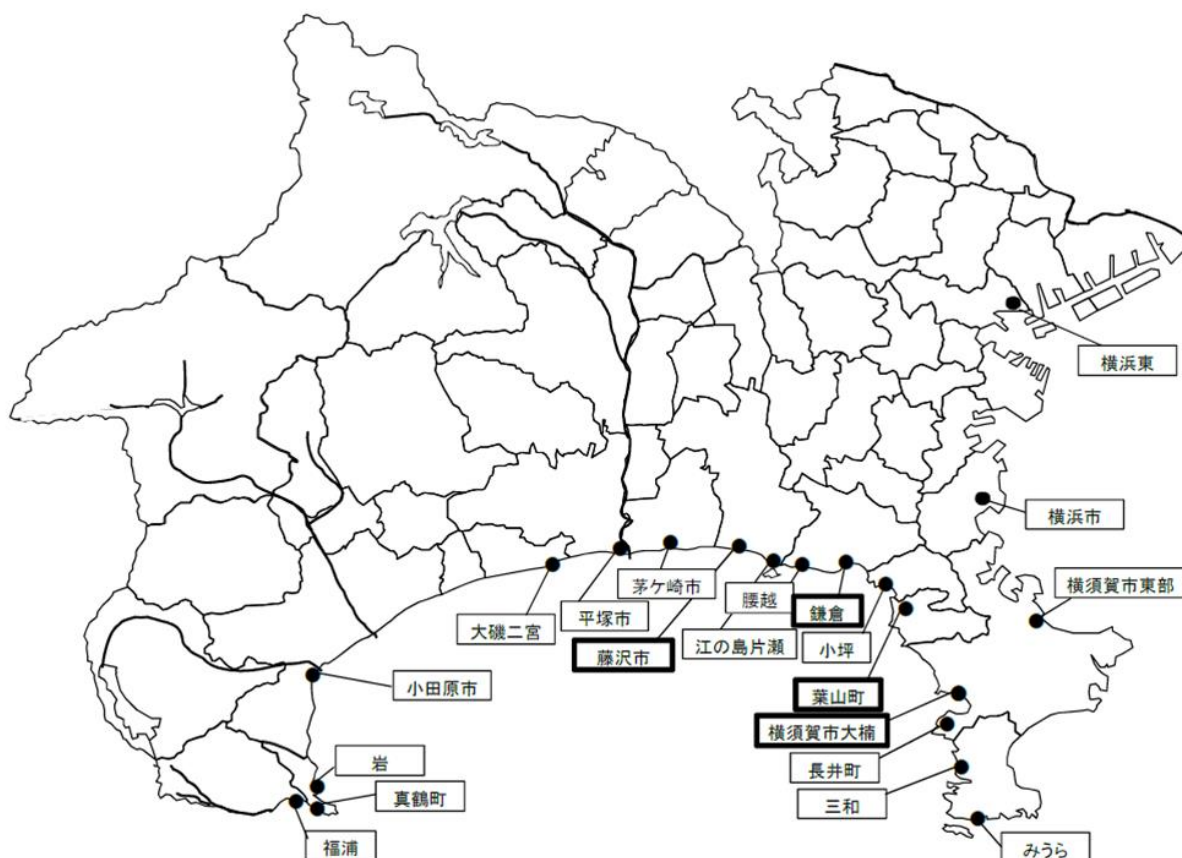
(3) 共同漁業権：藻類、貝類等の定着性の水産動物を目的とする漁業、刺し網等固定式の漁具による漁業及び内水面における漁業



| | | |
|--|---------------------------|---------|
| 【切替前】件数 | 海面 18 件 | 内水面 6 件 |
| ▽ | | |
| 【切替後】件数 | 海面 18 件 | 内水面 6 件 |
| | ・ 継続した漁業権 海面 18 件、内水面 6 件 | |
| <p>※ 一部の漁場について、はまぐり、なまこ漁業等の新しい漁業種類を追加した。</p> | | |

漁協の合併について

- 令和6年1月4日に、横須賀市大楠漁業協同組合、葉山町漁業協同組合、鎌倉漁業協同組合及び藤沢市漁業協同組合の4漁協が合併して湘南漁業協同組合が発足しました。
- 近年の合併の状況を見ると、平成29年度に大磯二宮漁協（大磯町漁協と二宮町漁協）とみうら漁協（みうら漁協と諸磯漁協）が、平成30年度に三和漁協（初声漁協、城ヶ島漁協、上宮田漁協）が、令和5年度に湘南漁協がそれぞれ発足し、11組合が4組合となったことから、県全体では17組合となりました。
- 漁業協同組合は、組合員の漁業操業や経営を支え、水産物の安定的な供給、漁場環境や水産資源の管理等重要な役割を担っています。しかし、本県を含めて全国的に漁獲量の減少や魚価の低迷による経営の悪化と高齢化等による組合員数の減少が進んでいることから、漁協の経営基盤の強化を図るため漁協合併を進める必要があります。今後も神奈川県漁業協同組合連合会と神奈川県は、県内漁協に対して漁協合併を働きかけていきます。



※太線囲み：湘南漁協に合併した4漁協

「かながわ水産業活性化指針」の取組状況について

県では、近年の水産業を取り巻く情勢の変化に対応するため、令和4年3月にかながわ水産業活性化指針（以下「指針」という。）の期中改訂を行った。このことについて、令和5年度の取組状況について報告する。

1 県内水産業の動向

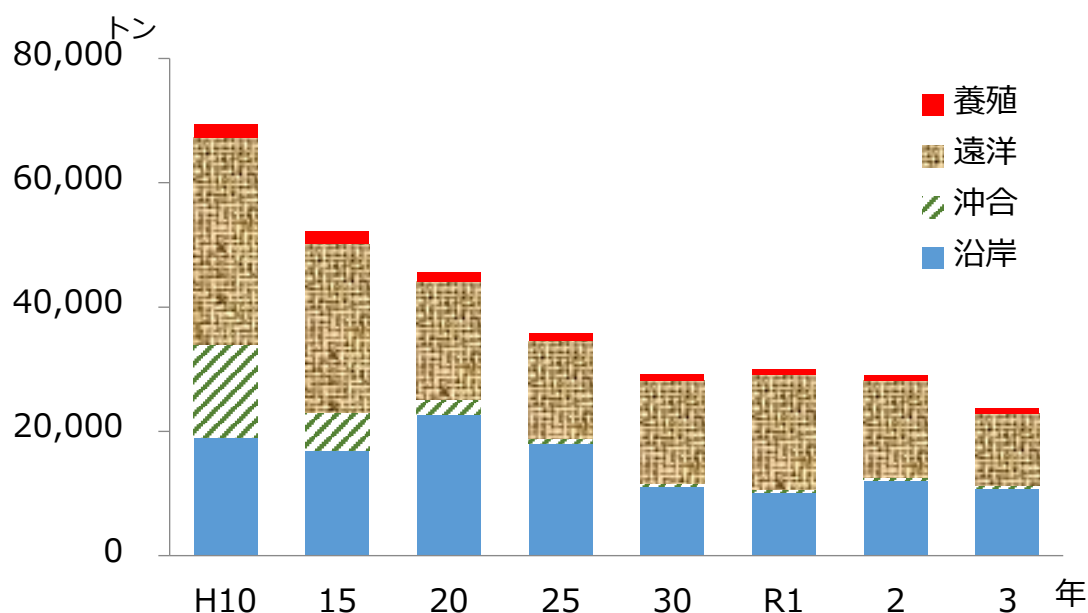
(1) 漁業・養殖業の生産量

単位：トン

| | H10 | 15 | 20 | 25 | 30 | R.1 | 2 | 3 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 遠洋 | 33,206 | 27,133 | 19,040 | 15,671 | 16,572 | 18,473 | 15,615 | 11,648 |
| 沖合 | 5,601 | 5,936 | 2,375 | 892 | 423 | 439 | 421 | 360 |
| 沿岸 | 28,398 | 17,043 | 22,729 | 17,971 | 11,142 | 10,223 | 12,116 | 10,866 |
| 養殖 | 2,227 | 2,037 | 1,486 | 1,201 | 1,049 | 946 | 816 | 874 |
| 海面合計 | 69,432 | 52,149 | 45,630 | 35,735 | 29,186 | 30,081 | 28,968 | 23,748 |
| 内水面 | 1,184 | 1,011 | 310 | 397 | 395 | 375 | 345 | 245 |
| 養殖 | 113 | 100 | 90 | 55 | 68 | 54 | 39 | 36 |
| 内水面合計 | 1,297 | 1,111 | 400 | 452 | 463 | 429 | 384 | 281 |

神奈川県農林水産統計年報

※ 内水面の生産量は、平成18年度以降遊漁者による採捕量を含まない。



県内の漁業・養殖業の生産量の推移（内水面除く）

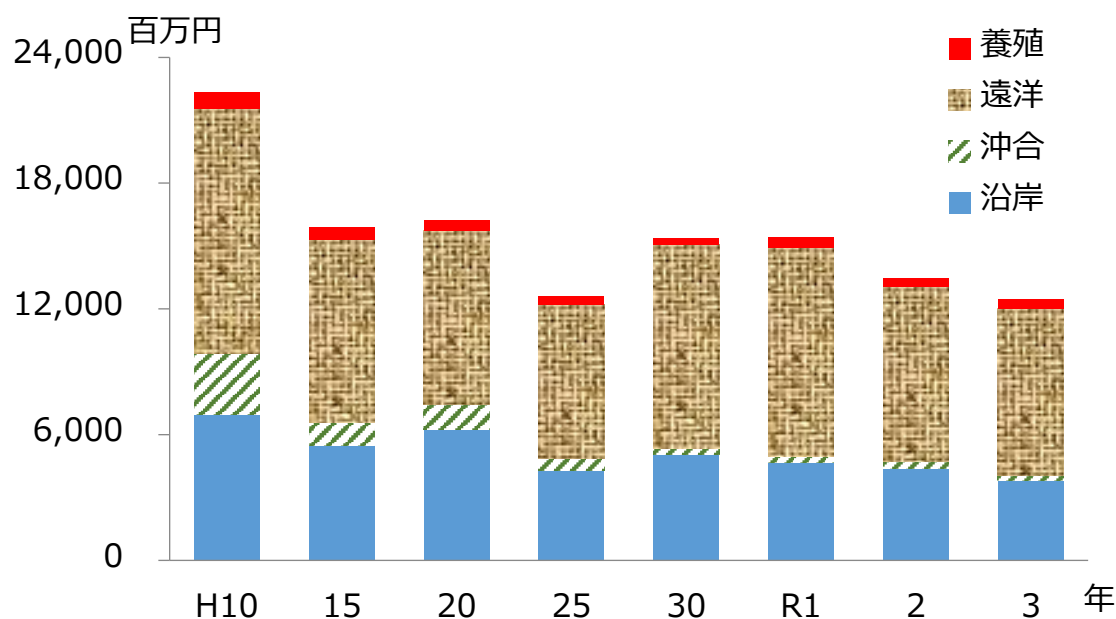
神奈川県農林水産統計年報

(2) 漁業・養殖業の生産額

単位：百万円

| | H10 | 15 | 20 | 25 | 30 | R. 1 | 2 | 3 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 遠洋 | 11,676 | 8,761 | 8,300 | 7,362 | 9,710 | 9,939 | 8,359 | 7,961 |
| 沖合 | 2,898 | 1,057 | 1,200 | 550 | 310 | 276 | 296 | 269 |
| 沿岸 | 6,972 | 5,503 | 6,240 | 4,311 | 5,053 | 4,694 | 4,403 | 3,790 |
| 養殖 | 784 | 579 | 500 | 400 | 330 | 479 | 429 | 437 |
| 海面合計 | 22,330 | 15,900 | 16,240 | 12,623 | 15,403 | 15,388 | 13,487 | 12,457 |

神奈川県農林水産統計年報



県内の漁業・養殖業の生産額の推移 (内水面除く)

神奈川県農林水産統計年報

2 具体的な施策

県民への安全・安心で魅力ある良質な地元産水産物の安定的な供給をめざす「食」に関する施策、水産資源の管理強化と貧酸素水塊・磯焼け対策を主体とした「海・川・湖」に関する施策、新規就業者の安定的確保に取り組む「漁師」に関する施策、そして、漁業協同組合や漁港及び関連施設などの生産・経営基盤強化を目的とした「漁協・漁港」に関する施策を重点的に実施する。



重点的に取り組む施策のイメージ

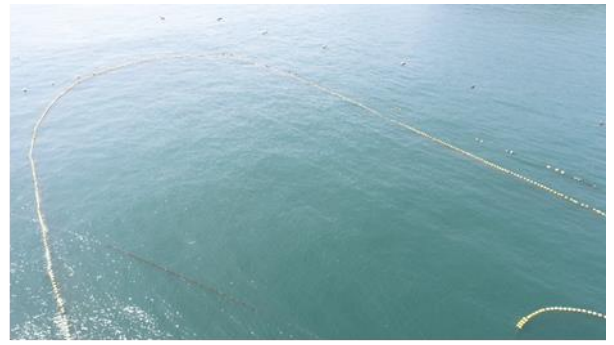
(1) 「食」に関する施策

ア 安全・安心な県産水産物の安定供給体制の整備

県民が求める安全・安心な県産水産物を安定供給するため、高度衛生管理に対応した流通拠点（漁港）整備、波浪等に強い定置網の導入支援などに取り組む。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 三崎漁港において、三浦市が実施する冷凍冷蔵施設や加工場等の再整備に係る事業について、技術的な支援等を行ったことで、事業計画が策定され、整備に向けた設計業務が開始された。
- ・ 定置網の設置状況や急潮等による被害の調査（相模湾の定置網 12ヶ所をドローンで実施）し、定置網の安定的な操業に寄与した。



ドローンによる定置網設置状況の空撮（真鶴沖網定置）

イ 県産水産物・加工品の供給支援と消費拡大

県民ニーズに合わせた魅力的な県産水産物を供給し県産水産物の消費拡大を図るため、未利用魚などを活用した水産加工品の開発支援、二枚貝や気候変動に対応した海藻類の養殖促進、ブランド化の取組支援等に取り組む。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 抗酸化成分セレノネインを多く含むマグロ血合肉の、摂取による人への効果研究と品質の規格化や地域特産品の開発・普及指導を行った。
- ・ 温暖化耐性などの形質を有したワカメの品種開発などを目指し、環境に応じた養殖技術の開発に取り組んだ。
- ・ 食害や高水温の影響でワカメ養殖の生産額が伸び悩んでいることから、同時期にワカメ筏で養殖可能な中間育成牡蠣種苗を用いた牡蠣カゴ養殖を、横浜・横須賀・三浦・長井・小坪・鎌倉地区で新たに導入した結果、小坪では半年で 2.7 倍の重量まで成長し、その他の浜でも堅調な成長が確認できた。
- ・ かながわブランド（「湘南はまぐり」「天然・釣物 相模のとらふぐ」など）のPR・販売促進を支援し、ブランドの認知度の向上を図った。



マグロ血合肉の刺身（試作品）



湘南はまぐり



相模のとらふぐ

【施策の目標】 養殖生産量の増大

| | | | | | | |
|----|--|-------|-------|-------|-----|-----|
| 目標 | 料理がしやすく食べやすいマガキ等の二枚貝や海藻類の養殖促進等による養殖生産量の増大 [令和7年目標：1,280トン] | | | | | |
| 実績 | 現状 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
| | 1,051トン | 946トン | 816トン | 874トン | | |

※現状：平成26～30年平均

(2) 「海・川・湖」に関する施策

ア 「海」に関する施策

(ア) 漁場環境の保全・回復と生息場所の整備

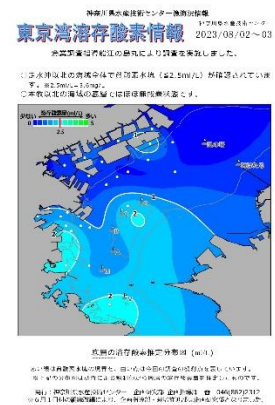
漁場環境の保全・回復と生息場所の整備を図るため、磯焼け対策、貧酸素水塊対策などの研究等に取り組む。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 磯焼け対策を推進するため、藻場を形成する重要な海藻種である早熟カジメとアカモクの種苗生産技術の開発を進めるとともに、漁業者等に対して藻場の育成技術の普及を行った。また、藻類量産施設の整備を行った。
- ・ 貧酸素水塊の発生状況を把握し、操業の効率化や資源の有効利用を図るため溶存酸素情報を発行した。



藻類量産施設



東京湾溶存酸素情報（青色が濃いほど海底付近の酸素濃度が低い）

(イ) 科学的知見に基づく資源管理体制の強化

科学的知見に基づく適切な資源の利用と管理を推進するため、主要な魚種の資源状況の解析、資源管理措置の効果検証などに取り組む。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 主要魚種（タチウオ、シャコ、アワビ類、サバ類、イワシ類、キン

メダイ等)に関する資源状況調査及び海況調査を国や大学等の機関と連携して行うとともに、漁業者に対して資源管理手法についての助言を行うことで、資源管理を推進した。

- ・ 東京湾における小型底びき網の最重要対象種であるタチウオの卵の分布量と翌年の漁獲量に相関関係があることを明らかにした。このことから、本種の資源管理方策としては、卵の分布量モニタリングの継続と産卵量の確保が有効であることが分かった。

(ウ) 重要魚種の栽培漁業推進

経済的価値の高い重要な魚種の栽培漁業を推進するため、種苗生産技術の開発などに取り組む。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 良質なトラフグ種苗の安定供給を図るため、自県産天然親魚からの採卵及び種苗生産に取り組み、初めて約4千尾の生産に成功した。(他県産受精卵からは4.7万尾生産・放流)
- ・ サザエの餌に特定の種類の珪藻を用いて種苗生産を行った結果、種苗の生産が安定し、県内放流用のサザエ種苗の需要を充たした。
- ・ 磯焼けにより鎌倉地区の漁業収益の主力であるサザエ、アワビ、海藻類漁業の減収が著しい。この対策として、磯焼けに左右されないハマグリを増殖の取組を指導したところ、新たな漁獲対象種となる兆し(鎌倉地区で1.7tの漁獲)があり、新たな名産品化を目指している。



トラフグ種苗



牡蠣カゴ養殖

【施策の目標】 沿岸漁業生産量の維持

| | | | | | | |
|----|---|--------------|--------------|--------------|-----|-----|
| 目標 | 沿岸漁業の主力である定置網を中心とする沿岸漁業生産量の維持 〔令和7年目標値：15,000トン〕 | | | | | |
| 実績 | 現状 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
| | 14,516 トン | 10,223 トン | 12,116 トン | 10,866 トン | | |

※現状：平成26～30年平均

イ 「川・湖」に関する施策

(ア) 内水面の水産資源回復と漁場環境の保全・再生

水産資源の回復と漁場環境の保全を図るため、地域に由来する良質な種

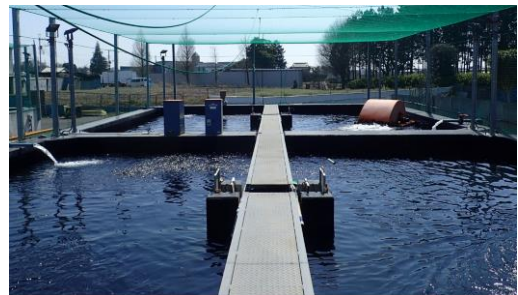
苗を安定的に供給するための増・養殖技術の開発と種苗生産の推進、カワウによる魚類の食害の防止対策などに取り組む。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 継代数が少ないアユ親魚の早期採卵技術の開発に取り組み、低水温飼育で成熟時期をコントロールするとともに、飼育する親魚を増やした結果、採卵時期が安定し、良質な卵を短期間に量産することが出来た。また、友釣りにより確保されたアユを親魚とした新たなアユ種苗の飼育に着手した。



内水面試験場のアユ親魚生産室



厚木あゆ種苗センター

【施策の目標】 県内産アユ種苗の自給率の向上

| | | | | | | |
|----|--|-------|-------|-------|-------|-----|
| 目標 | 県内産アユ種苗の自給率（放流用種苗に占める県内産種苗の割合）の向上 [令和7年度目標値：70%] | | | | | |
| 実績 | 現状 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | R5年 |
| | 41.1% | 34.1% | 42.5% | 38.4% | 52.2% | |

※ 現状：平成30年

(3) 「漁師」に関する施策

ア 新規就業者の着業・定着支援

新規就業者の確保と定着を図るため、漁業者と連携して漁業就業の促進などに取り組む。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 前年度に引き続き、漁業就業セミナー、漁業体験研修、就業マッチング会等の取組を実施したほか、今年度から漁業協同組合等を対象とした漁業の人材確保・定着に向けたセミナー及び小型船舶操縦士免許の資格取得支援を開始した。



漁業就業セミナー



漁業体験研修

イ 先端技術の活用による漁ろう作業等の負担軽減とコスト削減

新規就業者の確保と定着の促進を図るため、先端技術を活用した漁業現場の創出支援に取り組む（スマート水産業の推進）。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 定置網のスマート化試験では、定置網2漁場において魚探ブイとカメラによるモニタリングのための機材導入と設置を行った。また、それら機器から得られるデータの提供方法等について、現場と意見交換を行った。
- ・ 資源管理を強化するため、県内の漁協等8箇所にある既存の販売システムを改修するとともに、漁獲情報報告アプリケーションを17箇所の漁協等に導入し、必要な漁獲データを効率的に集めるための収集網を整備した。



定置網内の魚の映像（イカ及びウマズラハギ）、調査状況（定置網漁場）

ウ 漁業所得向上の実現に向けた取組強化

漁業の担い手の確保を図るため、漁業所得の向上に資する取組を支援する。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 漁船、漁具の導入支援（漁船リース事業の活用）：3件（予定）※
- ・ 浜プランに基づき、所得の向上等に取り組む漁業者等に対し、国の支援事業の活用に向けた助言・指導を行った。

※ 手続き中の案件を含む（令和6年3月末時点）。

【施策の目標】 新規就業者数

| | | | | | | |
|----|---|--------|--------|--------|--------|-------|
| 目標 | 現状の新規就業者数約 28 人/年に 13 人上乗せ 〔令和 7 年度目標値：41 人/年〕 | | | | | |
| 実績 | 現状 | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |
| | 27.8 人/年 | 17 人/年 | 24 人/年 | 15 人/年 | 24 人/年 | |

※現状：平成 27～30 年度平均

(4) 「漁協と漁港」に関する施策

ア 漁業協同組合の経営基盤強化

漁業協同組合の組織体制の強化と収益性の向上を図るため、漁協合併などを推進する。

【令和 5 年度の主な取組】

- ・ 合併の推進

令和 6 年 1 月に横須賀市大楠漁協、葉山町漁協、鎌倉漁協及び藤沢市漁協の 4 漁協が合併し、湘南漁協が設立した。

イ 漁港施設等の老朽化対策と機能強化

水産物の安全で効率的な供給を確保するため、生産・流通の拠点となる漁港や関連施設の、老朽化対策や機能強化などを推進する。

【令和 5 年度の主な取組】

- ・ 三崎漁港の老朽化対策として、城ヶ島大橋の機能保全工事を実施した。
- ・ 小田原漁港の静穏度向上に向け、防波堤の延伸工事を実施した。
- ・ 長井漁港、佐島漁港における静穏度向上に向け、横須賀市に対し、防波堤整備事業を支援した。
- ・ 市町営漁港における老朽化対策を支援するため、市町に対し、機能保全事業の技術的な助言を行った。（長井漁港、平塚漁港、岩漁港）



施工前



施工後

防波護岸の機能保全工事

【施策の目標】 合併後の沿海漁業協同組合数

| | | | | | | |
|----|--|------|------|------|------|------|
| 目標 | 最終的に県内の沿海漁業協同組合を一つにまとめる 〔令和7年度目標値：15組合〕 | | | | | |
| 実績 | 現状 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 |
| | 20組合 | 20組合 | 20組合 | 20組合 | 20組合 | 17組合 |

※現状：平成30年度

令和 6 年度当初予算（案）主要施策の概要

（水産関係のみ抜粋）

環 境 農 政 局

目 次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| I | 令和6年度当初予算（案）前年度比較表 | 3 |
| II | 令和6年度主要事業の概要 | 4 |
| | ○ 脱炭素社会の実現に向けた取組 | 4 |
| | ○ 農林水産業の活性化 | 4 |
| | ○ 大規模な災害への対応力の強化 | 7 |
| III | 参考資料 | 8 |
| | 1 脱炭素社会の実現に向けた取組 | 8 |
| | 4 農林水産業の活性化 | 9 |
| | 5 水防災戦略の推進（環境農政局） | 12 |

（注）この資料の金額は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがあります。

I 令和6年度当初予算（案）前年度比較表

（一般会計）

（単位：百万円、％）

| 内 訳 科 目 | 令和6年度 当初予算額 (案) A | 令和5年度 当初予算額 B | 対前年度比較 | | 令和6年度の財源内訳 | | | | 備 考 |
|---------------------|----------------------------|---------------------|------------|-----------|------------|-------|-------|--------|-------------|
| | | | 増減額 A-B | 比率 A/B | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | |
| | | | | | 国 庫 支出金 | 県 債 | その他 | | |
| (款) 環 境 費 | 16,580 | 13,714 | 2,866 | 120.9 | 515 | 2,738 | 4,358 | 8,967 | |
| (項) 環境管理費 | 14,312 | ※11,379 | 2,933 | 125.8 | 36 | 2,344 | 3,206 | 8,724 | |
| (項) 環境保全 対策費 | 964 | 1,016 | △ 52 | 94.9 | 203 | 0 | 907 | △ 145 | |
| (項) 自然保護費 | 1,303 | 1,318 | △ 15 | 98.9 | 275 | 394 | 244 | 388 | |
| (款) 農林水産業費 | 17,184 | 17,930 | △ 746 | 95.8 | 3,513 | 2,726 | 2,106 | 8,838 | |
| (項) 農 業 費 | 1,964 | 2,320 | △ 356 | 84.7 | 229 | 4 | 584 | 1,146 | |
| (項) 畜産業費 | 757 | 664 | 93 | 113.9 | 298 | 19 | 146 | 293 | |
| (項) 農 地 費 | 2,565 | 2,286 | 279 | 112.2 | 1,231 | 652 | 399 | 283 | |
| (項) 林 業 費 | 9,913 | 9,522 | 391 | 104.1 | 1,168 | 1,489 | 720 | 6,535 | |
| (項) 水産業費 | 1,982 | 3,135 | △ 1,153 | 63.2 | 585 | 562 | 255 | 579 | |
| (款) 災害復旧費 | 520 | 520 | 0 | 100.0 | 250 | 234 | — | 36 | |
| (項) 農林水産施 設災害復旧費 | 520 | 520 | 0 | 100.0 | 250 | 234 | — | 36 | |
| 小 計 | 34,284 | 32,164 | 2,120 | 106.6 | 4,279 | 5,698 | 6,464 | 17,842 | |
| | | | | | | | 24 | △ 24 | その他 特定収入 |
| 一般会計 計 | 34,284 | 32,164 | 2,120 | 106.6 | 4,279 | 5,698 | 6,488 | 17,818 | |

（特別会計）

| | | | | | | | | | |
|-------------------|--------|-------|------|-------|--|--|--|--|--|
| 恩賜記念林業振興 資金会計 | 159 | 142 | 17 | 111.3 | | | | | |
| 林業改善資金会計 | 59 | 65 | △ 6 | 90.2 | | | | | |
| 水源環境保全・再 生事業会計 | 9,713 | 9,377 | 336 | 103.6 | | | | | |
| 沿岸漁業改善資金 会計 | 101 | 119 | △ 18 | 85.1 | | | | | |
| 特別会計 計 | 10,034 | 9,706 | 328 | 103.4 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|-------|-------|--|--|--|--|--|
| 環境農政局合計 | 44,318 | 41,870 | 2,448 | 105.8 | | | | | |
|---------|--------|--------|-------|-------|--|--|--|--|--|

※産業労働局で予算計上した事業を含む（3,047百万円）

II 令和6年度主要事業の概要

㊦印は、令和6年度新規事業です。

☆印は、内容の詳細が別冊「付属資料」に記載されています。

丸数字は、事業の対象区域を示すものです。

- ① 全市町村、② 政令市を除く市町村、
- ③ 政令市・中核市を除く市町村、④ 特定市町村、
- ⑤ その他

脱炭素社会の実現に向けた取組

5 吸収源対策

(2) 磯焼け対策事業費 ① 1,180万円☆

沿岸域の水産資源の回復に向けて、早熟カジメ[※]等の大量生産と供給、藻場育成技術の漁業者等への普及、磯焼け^{※※}した藻場の再生・整備の手法の1つである藻礁の効果実証実験を行い、あわせてブルーカーボンによるCO₂吸収効果の増大にもつなげる。また、引き続き、食害生物であるムラサキウニの養殖技術の研究及び商品開発を促進する。

※ 海藻の一種であるカジメのうち成熟が早いもの。

※※ 海藻が魚などに食べつくされ藻場が消失する現象。

農林水産業の活性化

4 水産業の振興

(1) 磯焼け対策推進費（再掲） ① 1,180万円☆

沿岸域の水産資源の回復に向けて、早熟カジメ[※]等の大量生産と供給、藻場育成技術の漁業者等への普及、磯焼け^{※※}した藻場の再生・整備の手法の1つである藻礁の効果実証実験を行い、あわせてブルーカーボンによるCO₂吸収効果の増大にもつなげる。また、引き続き、食害生物であるムラサキウニの養殖技術の研究及び商品開発を促進する。

※ 海藻の一種であるカジメのうち成熟が早いもの。

※※ 海藻が魚などに食べつくされ藻場が消失する現象。

(2) 漁業活性化促進事業費 ④ 1,070万円☆

定置網に、魚群探知機や水中カメラなどの遠隔監視装置を設置することで、陸上に送信された水中画像等をAIが分析し魚種や漁獲量等を判別するシステムを開発し、操業の効率化等を促進する。

(3) 魚類等養殖技術開発事業費 ① 350万円☆

これまで県内で実績のない海面の魚類養殖業の実現に向けて、小型のマサバに抗酸化作用の高いマグロの血合肉を餌として与え、魚の付加価値を高める養殖技術の開発と事業化の可能性の評価を行う。

(4) 栽培漁業施設整備事業費 ① 2,350万円☆

気候変動に伴う海洋環境の変化や魚の病気等に対応するため、新しい魚種や技術の開発に対応できる汎用性の高い施設を整備し、新たな魚種の生産技術の開発等に取り組む。

⑤(5) 海業推進事業費 ① 4,000万円☆

漁業経営の多角化により漁業所得を向上させる海業[※]の展開に向けて、海業に活用できる地域の海や漁村の魅力の掘り起こしや、本県に適した海業のビジネスモデルの創出、さらに、海業の事業化に向け、漁業者とパートナーとなる企業のマッチング手法を検討する。

※ 漁業を核に商業、観光、教育等の分野を結び付けた複合的産業。

一部⑥(6) かながわの魚販売促進事業費 ① 675万円☆

県産水産物の付加価値を向上させ消費を拡大するため、消費者の健康志向等のニーズに応えた、未病改善にも役立つ地域特産品を創出する取組への支援を行うほか、手軽に食べられる加工品の開発や、小売店等と連携した普及促進のための広報活動を行う。

一部⑦(7) 水産業福祉連携推進事業費 ① 1,600万円

水産業の担い手と、障がい者等の就労・雇用機会を確保するため、市町等と連携し、現場体験などの研修や専門アドバイザーの派遣を行うほか、マッチングの場づくり、連携の促進にかかる研究会の開催を引き続き実施する。また、新たに連携の手順・方法についてのマニュアル等を作成し、取組を促進させる。

(8) 漁業就業・定着化促進支援事業費 ① 233万円

新規漁業就業者への船舶免許取得の助成、就業者の受入側である漁協等向けのセミナーを開催するほか、漁業体験研修や漁業就業セミナーを実施して就業・定着を支援する。

(9) あゆ種苗生産委託事業費 ④ 4,974万円

内水面漁業の振興を図るため、河川放流用などのアユの稚魚の生産を行う。

- (10) 東京湾貧酸素水塊対策研究費 ① 302万円
東京湾で発生する貧酸素水塊の影響を緩和する対策等の研究を実施するとともに、シヤコ等減少した水産資源回復のための対策を国に提案する。
- (11) 海底・漂流等ごみ対策事業費 ④ 1,000万円
台風等自然災害により、相模川や酒匂川などの主要河川から海に流出し、漁業の操業に支障をきたす流木等の海底・漂流等ごみの回収・運搬・処理を行うとともに、市町が単独で実施する海洋ごみの回収及び処理事業への助成を行う。
- (12) 水産業制度利子補給費 ⑤ 1,264万円
漁業者の経営安定化等のため、漁業者等が必要な資金を低利で借りられるよう、融資する金融機関へ利子補給を行う。
- (13) 水産業協同組合指導費 ④ 1,809万円
漁業者の経営安定を図るため、不漁などにより漁業者が被る損失を補填する共済事業に対して補助する。
- (14) 水産技術センター試験研究費 ① 7,247万円
水産資源の適切な管理、漁場環境や生態系の保全、栽培漁業や定置網漁業に関する技術の開発等を行うため、水産技術センター(三浦市三崎町)において各種調査・研究を行う。
- (15) 漁港整備事業費 ④ 13億3,451万円☆
漁港の機能を維持するため、基本計画等に基づいて県営漁港の整備を実施するとともに、市町が実施する市町営漁港の整備に対して補助する。
＜実施地区＞ 県営漁港整備 三崎漁港(三浦市)、小田原漁港(小田原市)
市町営漁港整備 長井漁港(横須賀市)ほか6漁港
- ⑩ (16) 水産技術センタージブクレーン更新工事費 ④ 1,281万円
船外機船の海面への上げ下ろしを行うジブクレーンの老朽化が著しいことから、安全な作業環境を確保するため更新工事を行う。

大規模な災害への対応力の強化

(6) 三崎特定漁港漁場整備事業費（公共事業）（漁港整備事業費の一部） ④

1億7,800万円

災害時の水産物流拠点としての機能を確保するため、機能保全工事や防災対策支援工事を行う。

<実施地区>三浦市三崎

(7) 小田原特定漁港漁場整備事業費（公共事業）（漁港整備事業費の一部） ④

3億7,600万円

防災機能の向上を図るため、南町地区の海岸保全施設整備工事などを行う。

<実施地区>小田原市南町

Ⅲ 参考資料

1 脱炭素社会の実現に向けた取組

2050年脱炭素社会の実現に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する中期目標を達成するため、企業や家庭など様々な主体の取組を後押しするとともに、県有施設への太陽光発電の導入など県庁の率先実行の取組を推進する。

| 区 分 | 令 和 6 年 度 の 主 な 事 業 と 予 算 額 |
|-----------------------------|---|
| 廃棄物部門・ 4 その他ガス・ 吸収源対策 | ・ 新 農業・畜産業におけるメタンガス等の発生抑制〔環境農政局〕 4,850万円 水田から発生するメタンガスを削減するため、本県の気候にあった中干し日数などの営農方法の確立に向けた実証試験を行う。また、牛の消化器から発生するメタンガス等を抑制するため、未利用海藻等を飼料として利用する技術の検証等を行う。 |
| | ・CO ₂ 吸収源対策（グリーンカーボン）の促進〔環境農政局〕 7,542万円 木造施設の建築時に使用する木材に固定されている炭素量等に対する補助や無花粉スギの中から特に成長に優れた品種を選抜し、県独自のエリートツリーとして開発を行う。 |
| | ・一部 新 CO ₂ 吸収源対策（ブルーカーボン）の促進 2,879万円 〔政策局・環境農政局〕 |
| | 早熟カジメ等を活用し、藻場の再生・整備を行うとともに、県版脱炭素モデル地域に設定した三浦半島エリアにおいて、新たにブルーカーボンの取組について普及啓発を行う。 |

| 令和6年度の主な事業 | | 予算額 |
|------------|--|-----------|
| 3 | 水産業の活性化 | 8億7,508万円 |
| 一部 新 | ⑱ 魅力ある水産業の実現に向けた取組 生産性の向上と持続可能性を両立した水産業の構築を図るため、 定置網漁業のスマート化、藻場の再生、新魚種に対応できる汎用性の高い栽培漁業施設への再整備 等を行う。また、新たに漁業者の所得向上と神奈川県らしい都市型水産業の振興を図るため、 地域特産品の創出や海業の推進 に取り組む。 | 1億3,257万円 |
| | ⑲ 水産資源の適切な管理、漁場環境等の調査・研究 水産資源の適切な管理、漁場環境や生態系の保全、栽培漁業や定置網漁業に関する技術の開発等を行うため、水産技術センターにおいて各種調査・研究等を行う。 | 7,995万円 |
| | ⑳ 三崎・小田原特定漁港漁場整備事業費 災害時の水産物流通拠点としての機能の確保や水産業の振興を図るため、三崎漁港における城ヶ島大橋機能保全工事や防災対策支援工事や小田原漁港における1号物揚場機能保全設計業務委託などを行う。 | 5億5,400万円 |
| | ○その他 あゆ種苗生産委託事業費など | 1億855万円 |

一部 **新** 魅力ある水産業の実現に向けた取組

1 目 的

大都市圏にある本県の強みを活かし、生産性の向上と持続可能性を両立した都市型の水産業を構築するため、藻場の再生による磯焼け対策、定置網漁業のスマート化、新しい魚種や技術開発に対応できる汎用性の高い栽培漁業施設の再整備等を実施する。

また、新たに漁業者の所得向上と神奈川らしい都市型水産業を振興するため、海業の推進と地域特産品を創出する。

2 予算額 1億3,592万円

3 事業内容

(1) 磯焼け対策

1,180万円

沿岸域の水産資源の回復に向けて、早熟カジメ[※]等の大量生産と供給、藻場育成技術の漁業者等への普及、磯焼け^{※※}した藻場の再生・整備の手法の1つである藻礁の効果実証実験を行い、あわせてブルーカーボンによるCO₂吸収効果の増大にもつなげる。また、引き続き、食害生物であるムラサキウニの養殖技術の研究及び商品開発を促進する。

※ 海藻の一種であるカジメのうち成熟が早いもの。

※※ 海藻が魚などに食べつくされ藻場が消失する現象。



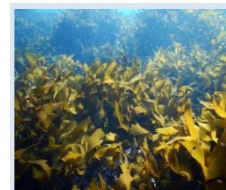
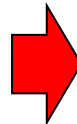
① 藻類培養室



② 漁業者への普及



③ 藻礁



藻場の再生

(2) 定置網漁業のスマート化

1,070万円

定置網に、魚群探知機や水中カメラなどの遠隔監視装置を設置することで、陸上に送信された水中画像等をAIが分析し魚種や漁獲量等を判別するシステムを開発し、操業の効率化等を促進する。



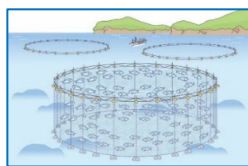
(3) 魚類等養殖技術開発

350万円

これまで県内で実績のない海面の魚類養殖業の実現に向けて、小型のマサバに抗酸化作用の高いマグロの血合肉を餌として与え、魚の付加価値を高める養殖技術の開発と事業化の可能性の評価を行う。



マサバ

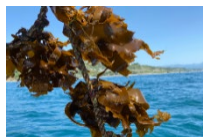


魚類養殖 (イメージ)

(4) 栽培漁業施設整備

2,350万円

気候変動に伴う海洋環境の変化や魚の病気等に対応するため、新しい魚種や技術の開発に対応できる汎用性の高い施設を整備し、新たな魚種の生産技術の開発等に取り組む。



早熟カジメ



ハマグリ



トラフグ



UV殺菌装置

④ (5) 海業の推進

4,000万円

漁業経営の多角化により漁業所得を向上させる海業[※]の展開に向けて、海業に活用できる地域の海や漁村の魅力の掘り起こしや、本県に適した海業のビジネスモデルの創出、さらに、海業の事業化に向け、漁業者とパートナーとなる企業のマッチング手法を検討する。

※ 漁業を核に商業、観光、教育等の分野を結び付けた複合的産業



海業の実施例 漁船遊覧ツアー (左)

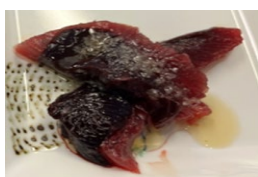


獲れたて地魚の朝市 (右)

一部④ (6) かながわの魚販売促進

675万円

県産水産物の付加価値を向上させ消費を拡大するため、消費者の健康志向等のニーズに応えた、未病改善にも役立つ地域特産品を創出する取組への支援を行うほか、手軽に食べられる加工品の開発や、小売店等と連携した普及促進のための広報活動を行う。



未病改善効果のあるマグロ血合肉 (左) と調理例 (右)



※上記取組のほか、水産業と福祉の連携推進や漁業就業・定着化の促進支援などを実施する。

5 水防災戦略の推進（環境農政局）

令和元年の台風第15号、第19号での被害等を踏まえ、今後、頻繁に発生することが危惧される水害の発生を防止し、遅らせ、その影響を最小限に留めるためのハード対策及び住民の避難を中心としたソフト対策の強化により目標の達成を目指す。

※水防災戦略は政策環境の変化を踏まえ、令和5年3月に改定

【戦略の目標】

「水害からの逃げ遅れゼロ」

「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

| 区分 | 令和6年度の事業 | 予算額 |
|----|---|------------|
| | (1) 被害軽減の取組を加速させるハード対策 | 36億7,445万円 |
| | ア 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすハード対策 | |
| | ③ 海岸保全施設等の整備 背後に住宅等が密集し、高潮や高波の影響を強く受ける海岸において、人命・資産を防護するため、小田原漁港海岸の海岸保全施設を整備する。 | 3億6,600万円 |
| | イ 漁港、港湾施設等の防災機能の強化 | |
| | ④ 漁港、港湾施設等の防災機能の強化 高潮や高波等による被害の防止、最小化を図るため、漁港施設等の整備や老朽化対策を実施する。 | 1億150万円 |

水産業施設の整備・強靱化

1 目的

流通拠点及び防災拠点である県営漁港（三崎漁港及び小田原漁港）、市町営漁港において、自然災害に対する強靱化を図るため、漁港施設及び海岸保全施設の整備・改良を行う。

2 予算額 13億3,451万円

3 事業内容

(1) 県営漁港の整備

9億2,800万円

災害時の水産物流通拠点としての機能の確保や水産業の振興を図るため、三崎漁港における城ヶ島大橋機能保全工事や防災対策支援工事、小田原漁港における南町地区の海岸保全施設整備工事などを行う。

(2) 市町営漁港の整備

4億651万円

漁港機能の維持・保全を図るため、市町が実施する防波堤の補強や、海岸の侵食を防ぐ離岸堤の整備等に対して補助する。



海岸保全施設（小田原漁港海岸）



離岸堤（北下浦漁港海岸）

令和6年度栽培漁業実施計画(案)について

第8次神奈川県栽培漁業基本計画第7（1）の規定により、令和6年度の種苗生産数、放流数、技術レベル及び放流調査等について以下のとおり定める。

1 種苗生産計画

| 水産動物の種類 | 生産数量(大きさ) | 事業実施主体 | 事業名 | 備考 |
|---------|---|-------------|----------------------|------------------------|
| まだい | 400千尾 内訳 ① 230千尾 (全長60mm以上) ② 170千尾 (全長60mm以上) | (公財)県栽培漁業協会 | ① 種苗放流事業 ② 種苗供給事業 | |
| とらふぐ | 30千尾 (全長40mm以上) | 神奈川県 | 沿岸資源管理・増養殖推進事業費 | |
| かさご | 生産の技術開発段階のため数量設定せず | 神奈川県 | 沿岸資源管理・増養殖推進事業費 | |
| あわび類 | 200千個 内訳 ① 40千個 (殻長30mm以上) ② 160千個 (殻長25mm以上) | (公財)県栽培漁業協会 | 種苗供給事業 | |
| さざえ | 300千個 (殻高15mm以上) | (公財)県栽培漁業協会 | 種苗供給事業 | R6年度より栽培漁業協会が生産・放流を行う |
| はまぐり類 | 技術開発期のため数量設定せず | 神奈川県 | - | さざえ種苗生産を協会へ移管後に技術開発に着手 |

2 種苗放流計画

| 水産動物の種類 | 放流数量(大きさ) | 基本計画の目標 (R8年度) | 放流事業者 | 備考 |
|---------|---|---------------------|-------------------------------|----|
| まだい | 400千尾 内訳 ①230千尾 (全長60mm以上) ②170千尾 (全長60mm以上) | 400千尾 (全長60mm以上) | ①県栽培漁業協会 ②漁業協同組合 水産関連団体 | |

| 水産動物の種類 | 放流数量(大きさ) | 基本計画の目標 (R8年度) | 放流事業者 | 備考 |
|---------|--|---------------------|-------------------------------|------------------------|
| ひらめ | 200千尾 内訳 ① 80千尾(全長60mm以上) ②120千尾(長60mm以上) | 200千尾 (全長60mm以上) | ①漁業協同組合 水産関連団体 ②県栽培漁業協会 | 幹旋による放流 |
| とらふぐ | 50千尾 内訳 ① 30千尾(全長40mm以上) ② 20千尾(全長40mm以上) | 50千尾 (全長40mm以上) | ①神奈川県 ②漁業協同組合 水産関連団体 | |
| かさご | 150千尾 (全長60mm以上) | 150千尾 (全長30mm以上) | ・神奈川県 ・漁業協同組合 ・水産関連団体 | |
| あわび類 | 200千個 内訳 ①40千個 (殻長30mm以上) ②160千個 (殻長25mm以上) | 200千個 (殻長25mm以上) | ・漁業協同組合 ・水産関連団体 | |
| さざえ | 300千個 (殻高15mm以上) | 600千個 (殻高20mm以上) | ・漁業協同組合 ・水産関連団体 | R6年度より栽培漁業協会が生産・放流を行う |
| はまぐり類 | 技術開発期のため数量設定せず | 技術開発期のため数量設定せず | ・神奈川県 | さざえ種苗生産を協会へ移管後に技術開発に着手 |

3 技術開発計画

| 水産動物の種類 | 令和6年度の到達予定水準 | 目標年度(令和8年度)の到達予定水準 | 備考 |
|---------|--------------|--------------------|----|
| まだい | F | F | |
| とらふぐ | C | D | |
| かさご | B | C | |
| あわび類 | F | F | |
| さざえ | F | F | |
| はまぐり類 | - | A | |

A:新技術開発期 (親魚養成・種苗生産の基礎技術開発を行う)

B:量産技術開発期 (種苗の量産技術の開発を行う)

C:放流技術開発期 (種苗の量産技術の改良とともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う)

D:事業化検討期 (対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する)

E:事業化実証期 (種苗の量産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する)

F:事業実施期 (持続的な栽培漁業が成立する)

4 水産動物の放流後の生育、分布及び採捕に係る調査計画

| 水産動物の種類 | 調査主体 | 時期 | 海域 | 調査内容 | 備考 |
|---------|-------------------|---------------------|------------|--|--|
| まだい | (公財) 県栽培漁業協会 | R6年4月 ～ R7年3月 | 東京湾 相模湾 | 放流後の生育、分布回遊及び採捕状況を把握するため、採捕量調査等を行う。 | 調査事業（マダイ遊漁標本船調査） |
| ひらめ | 県 (公財) 県栽培漁業協会 | 〃 | 東京湾 相模湾 | 放流後の生育、分布回遊及び採捕状況を把握するため、市場調査等を行う。 | さけ・ます等栽培対象資源対策事業 |
| とらふぐ | 県 | 〃 | 東京湾 相模湾 | 新たな栽培漁業対象魚種の基礎調査のため、放流効果調査及び市場調査等を行う。 | 沿岸資源管理・増養殖推進事業費、資源管理型栽培漁業推進事業、さけ・ます等栽培対象資源対策事業 |
| あわび類 | 県 | 〃 | 相模湾 | 稚貝の分布、初期生態、再生産過程等の調査を行う。 | 一般受託研究費（資源管理計画等評価事業） |
| さざえ | 県 | 〃 | 相模湾 | 漁業者が主体とした資源管理手法の検討に向け、放流後の生育、採捕状況を調査する | 磯焼け対策事業 |

栽培漁業の概要について

本県では、栽培漁業を発展させていくため、栽培漁業基本計画*に基づいて、県と民間がそれぞれ役割分担して推進していく。

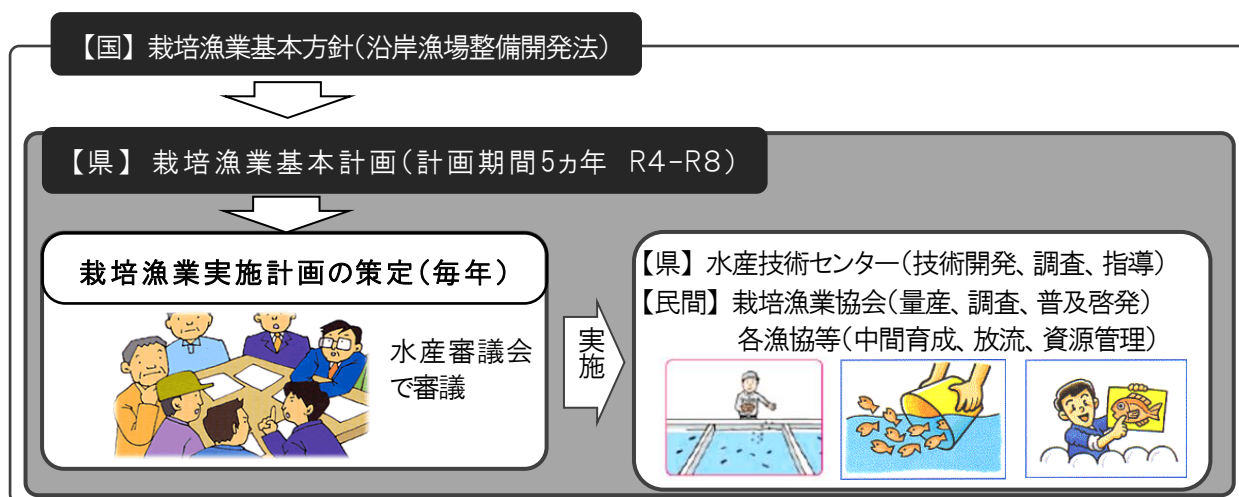
【県 の 役 割】新しい栽培漁業対象種の種苗生産・放流施術開発の促進を図る。

【民間の役割】種苗生産技術開発が進み、安定的に種苗生産・放流が行え、放流効果が認められるものについては、民間（民間の核となる法人（公財）神奈川県栽培漁業協会）が主体となって生産・放流を推進する。

* 栽培漁業基本計画とは、沿岸漁場整備開発法に基づき国が定める栽培漁業基本方針を基に都道府県が定めるもの。現行の第8次栽培漁業基本計画の期間はR4-R8の5カ年。

年度毎に定める栽培漁業実施計画は水産審議会で審議を行う。（基本計画の第7(1)に規定）

この実施計画において、毎年度ごとの種苗生産数、放流数（県外産も含む）、技術レベル及び放流調査等について諮る。



◆ 事業実施機関毎の取組内容（令和4年度）

(1) 県が行う主な事業

| 区分 | 事業名 | 魚種 | 内容 |
|--------------|-------------------------------|-------------|--------------------|
| 新しい魚種の技術開発 | 沿岸資源管理・増養殖推進事業費 | とらふぐ | 生産効率化・放流技術開発 |
| | 沿岸資源管理・増養殖推進事業費、資源管理型栽培漁業推進事業 | かさご | 種苗生産技術開発 放流効果調査 |
| | 一般受託研究費 | まなまこ | 初期の種苗生産技術開発 |
| 量産技術の開発・種苗配付 | 種苗量産技術開発事業 | さざえ | 量産技術開発・生産効率化 |
| 放流効果の検討 | 資源管理計画等評価事業 | あわび類 | 放流による親資源造成効果調査 |
| 広域連携の取組 | さけ・ます等栽培対象資源対策事業※ | ひらめ とらふぐ | 関係県と連携した放流効果の検討 |

※ 事業主体は太平洋南海域栽培漁業推進協議会。神奈川県は同協議会に参画し事業を実施。
（参画県：千葉県～宮崎県）

(2) 県栽培漁業協会が行う主な事業

| 区 分 | 事業名 | 魚 種 | 内 容 |
|-------------|-----------------------|-------|-------------------------------|
| 種苗の生産・放流・供給 | 種苗放流事業 調査事業 | まだい | 資源を維持・増大させるため 種苗生産や放流、効果把握 |
| | 種苗放流事業 種苗供給事業 | 魚類・貝類 | 漁業振興のため種苗の生産 や配付、斡旋 |
| 普及啓発 | 普及啓発事業 | | 栽培漁業に関する普及啓発 |
| 広域連携の取組 | さけ・ます等栽培対象資源 対策事業※ | ひらめ | 関係県と連携した放流効果 の検討 |

※ 事業主体は太平洋南海域栽培漁業推進協議会。神奈川県は同協議会に参画し事業を実施。
(参画県：千葉県～宮崎県)

令和5年度栽培漁業実施計画の実績について

1. 種苗放流計画

令和5年度放流計画と実績（令和6年2月時点）の比較

| 水産動物 の種類 | 計 画 | | 実 績 | | 達成率% (尾数) |
|-------------|--------|----------|--------|---------|--------------|
| | 尾数(千尾) | 大きさ | 尾数(千尾) | 大きさ | |
| まだい | 400 | 全長60mm以上 | 508 | 70～82mm | 127 |
| ひらめ | 200 | 全長60mm以上 | 252 | 65～84mm | 126 |
| とらふぐ | 50 | 全長40mm以上 | 61 | 49～56mm | 122 |
| かさご | 160 | 全長60mm以上 | 126 | 92mm | 78 |
| あわび類 | 200 | 殻長25mm以上 | 159 | 25～30mm | 79 |
| さざえ | 340 | 殻高20mm以上 | 362 | 20～30mm | 106 |
| はまぐり類 | 数値設定せず | | — | — | — |

※ 達成率=令和5年度放流数/令和5年度実施計画の目標数

2. 種苗生産計画

令和5年度生産計画と実績（令和6年2月時点）の比較

| 水産動物 の種類 | 計 画 | | 実 績 | | 達成率% (尾数) |
|-------------|--------|----------|--------|---------|--------------|
| | 尾数(千尾) | 大きさ | 尾数(千尾) | 大きさ | |
| まだい | 400 | 全長60mm以上 | 508 | 70～82mm | 127 |
| とらふぐ | 30 | 全長40mm以上 | 51 | 49～56mm | 170 |
| かさご | 数値設定せず | | 6 | 92mm | — |
| あわび類 | 200 | 殻長25mm以上 | 159 | 25～30mm | 79 |
| さざえ | 340 | 殻高20mm以上 | 362 | 20～30mm | 106 |
| はまぐり類 | 数値設定せず | | — | — | — |

※ 達成率=令和5年度生産数/令和5年度実施計画の目標数

3. 技術開発計画

| 水産動物 の種類 | 令和5年度の 到達予定水準 | 令和5年度の 到達水準 | 備考 |
|-------------|------------------|----------------|----|
| まだい | F | F | |
| とらふぐ | C | C | |
| かさご | B | B | |
| あわび類 | F | F | |
| さざえ | E | E | |
| はまぐり類 | - | - | |

A:新技術開発期（親魚養成・種苗生産の基礎技術開発を行う）

B:量産技術開発期（種苗の量産技術の開発を行う）

C:放流技術開発期（種苗の量産技術の改良とともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ及び手法の検討を行う）

D:事業化検討期（対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する）

E:事業化実証期（種苗の量産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する）

F:事業実施期（持続的な栽培漁業が成立する）